

函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領

1 農地利用最適化推進委員の要件

農地利用最適化推進委員は，農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者の中から委嘱することになります。

ただし，次の者は農地利用最適化推進委員になることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで，またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に掲げる暴力団員
- (4) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例第6条に規定する暴力団員等および暴力団関係事業者と密接な関係を有する者

2 農地利用最適化推進委員の職務

- (1) 農業の担い手への農地の集積・集約化
- (2) 遊休農地の発生防止・解消
- (3) 新規就農の促進 など

3 農地利用最適化推進委員の身分

函館市の非常勤特別職

4 農地利用最適化推進委員の定数

函館市の農地利用最適化推進委員は，次のとおり担当区域ごとに定数を定めており，定数の合計は8人です。

(1) 東部地区

ア 定数

4人

イ 詳細な担当区域（農地所在町）

紅葉山町，庵原町，東畑町，鉄山町，蛾眉野町，根崎町，高松町，志海苔町，瀬戸川町，赤坂町，銭亀町，中野町，新湊町，石倉町，古川町，豊原町，石崎町，鶴野町，白石町および小安町

(2) 中央部地区

ア 定数

2人

イ 詳細な担当区域（農地所在町）

田家町，柏木町，深堀町，湯浜町，湯川町3丁目，戸倉町，花園町，日吉町1丁目，日吉町2丁目，日吉町3丁目，日吉町4丁目，上野町，高丘町，滝沢町，見晴町，鈴蘭丘町，上湯川町，銅山町，旭岡町，鱒川町，寅沢町，亀尾町，米原町，中道2丁目，山の手2丁目，山の手3丁目，本通1丁目，本通3丁目，本通4丁目，鍛冶2丁目，陣川町，神山町，神山1丁目，神山3丁目，東山町，東山1丁目，東山2丁目，東山3丁目，赤川町および亀田港町

(3) 北部地区

ア 定数

2人

イ 詳細な担当区域（農地所在町）

富岡町2丁目，美原3丁目，美原4丁目，美原5丁目，亀田中野町，北美原1丁目，北美原3丁目，石川町，桔梗町，桔梗1丁目，桔梗2丁目，桔梗3丁目，桔梗4丁目，桔梗5丁目，西桔梗町，昭和町，昭和2丁目，昭和3丁目および昭和4丁目

5 募集する担当区域および人数

東部地区 1人

※居住する地区は問いません。

6 任期

概ね3年（農業委員会が委嘱した日（令和6年4月1日を予定）から令和8年7月21日まで）

7 報酬等

(1) 月額報酬

40,000円

(2) 費用弁償

会議等に出席したときは、交通費（自家用車の場合は1 kmあたり37円）を支給します。（月末締め）

(3) 報酬および費用弁償の支給日および支給方法

ア 支給日

報酬(当月分)および費用弁償(前月分)を毎月21日（21日が土曜日・日曜日・祝日の場合はその前の休日でない日）に支給します。

イ 支給方法

口座振替

8 農地利用最適化推進委員の選任方法

農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会で候補者を選考したうえで、農業委員会総会において農地利用最適化推進委員を委嘱する者を決定し、農業委員会が委嘱することになります。

9 農地利用最適化推進委員候補者の推薦・応募

農地利用最適化推進委員候補者には、他の農業者や農業者で組織する団体などが推薦することも自ら応募することもできます。

推薦または応募するためには、次の書類に運転免許証等身分を証明する書類の写しを添え、持参または郵送で担当課に提出してください。

なお、提出された推薦または応募に係る関係書類は返却いたしません。

(1) 推薦申込書および応募申込書

ア 農業者等が個人で推薦するとき [別記第1号様式]

イ 団体が推薦するとき [別記第2号様式]

ウ 自ら応募するとき [別記第3号様式]

※ 推薦申込書および応募申込書は、担当課、本庁舎1階iスペースおよび各支所において配布しているほか、市のホームページからダウンロードすることができます。

(担当課)

〒040-8666

函館市東雲町4番13号 函館市役所本庁舎（4階）

函館市農業委員会事務局農地課（農林水産部農務課兼務）

TEL 0138-21-3588

(市ホームページのURL)

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022122600119/>

(2) 受付期間

令和6年2月1日（木）から2月28日（水）まで（郵送の場合は当日消印有効）

※ 持参される場合は、受付期間中の市役所開庁日の午前8時45分から午後5時30分までの間にお願いします。

※ 農地利用最適化推進委員の要件を満たす被推薦者および応募者の合計人数が農地利用最適化推進委員の定数に達しなかった場合は、あらかじめ市のホームページで公表したうえで、募集期間の延長などを行います。

(3) 推薦・応募状況の公表

農地利用最適化推進委員候補者の推薦・応募の状況は、受付期間の中間時点（2月14日までの状況）および受付終了後に市のホームページで公表します。

※ 農業委員会等に関する法律第19条第2項および農業委員会等に関する法律施行規則第12条の規定に基づく公表

ア 推薦または応募した区域

イ 推薦者（個人）の氏名，職業，年齢および性別

ウ 推薦者（法人または団体）の名称，目的，代表者または管理人の氏名，構成員の数および構成員の資格など

エ 被推薦者または応募者の氏名，職業，年齢，性別，経歴および農業経営の状況

オ 推薦または応募の理由

カ 被推薦者および応募者の数

10 農地利用最適化推進委員の選考および決定

(1) 農地利用最適化推進委員候補者選考委員会による農地利用最適化推進委員候補者の選考

農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（令和5年7月22日から令和8年7月21日までを任期とする農業委員で構成）が、3月下旬に被推薦者および応募者を書類審査するとともに、個別面接を実施したうえで、農地利用最適化推進委員候補者を選考します。

なお、個別面接の日時および会場については、被推薦者および応募者に連絡します。

(2) 農地利用最適化推進委員の決定

農地利用最適化推進委員候補者選考委員会における選考結果を踏まえ、農業委員会総会（3月下旬開催予定）で農地利用最適化推進委員を決定し、推薦者および被推薦者ならびに応募者に通知するとともに、市のホームページで決定した内容を公表します。

(3) 農地利用最適化推進委員の委嘱

農地利用最適化推進委員に決定した者には、別途農業委員会から委嘱状を交付することになります。

11 問合せ先

〒040-8666

函館市東雲町4番13号 函館市役所本庁舎（4階）

函館市農業委員会事務局農地課（農林水産部農務課兼務）

TEL 0138-21-3588